-旧国庫補助事業 【別紙2】

·旧国庫補	聊	<b>學来</b>	【別紙2】
旧補助金名	番号	事業名	事業概要(対象経費)
医療施設運営 費等補助金	01	地域医療支援センター運営事業	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うため 「地域医療支援センター」の運営に係る経費について財政支援を行う。
医療関係者対策の事金	02	看護師等養成所運営事業 (保健師養成所運営事業)	保健師養成所の運営事業に対して補助する。
	03	看護師等養成所運営事業 (助産師養成所運営事業)	助産師養成所の運営事業に対して補助する。
	04	看護師等養成所運営事業 (看護師(3年課程)養成所運営事業)	看護師(3年課程)養成所の運営事業に対して補助する。
	05	看護師等養成所運営事業 (看護師(2年課程)養成所運営事業)	看護師(2年課程)養成所の運営事業に対して補助する。
	06	看護師等養成所運営事業 (准看護師養成所運営事業)	准看護師養成所の運営事業に対して補助する。
	07	看護師等養成所運営事業(看護師養成所3年課程導入促進事業)	准看護師養成所から看護師養成所3年課程の移行準備に必要な専任教員及び事務職員を配置し、円滑 な開榜に向けたカリキュラムの策定等を行うものとする。ただし、看護師養成所3年課程の設置等計画に係 る審査を受けている者に限る。
	08	看護師等養成所運営事業 (助産師養成所開校促進事業)	助産師養成所の設置準備に必要な専任教員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものとする。補助先は助産師養成所の設置等に係る審査を受けている者に限る。
	09	看護師等養成所運営事業(看護師養成所修業年限延長促進事業)	看護師養成所の修業年限の延長に伴い必要となる専任教員を配置し、円滑な移行に向けたカリキュラム の作成等を行うものとする。
	10	救急勤務医支援事業	第二次教急医療機関や周産期母子医療センターに勤務する教急医の処遇改善を図るため、休日・夜間に おいて教急勤務医手当(宿日直手当や超過勤務手当とは別)を支給する。
医療提供体 関推進事金(ソ フト)	11	小児救急電話相談事業	地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の 小児教急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療 が受けられるようにする。
	12	小児救急地域医師研修事業	地域の内科医等を対象とした小児救急に関する医師研修事業を実施し、地域の小児救急医療体制の補強 及び質の向上を図る。 1、11日は一般に対して、11日本の11日本の11日本の11日本の11日本の11日本の11日本の11日本
	13	小児救急医療体制整備事業(7)小児救急医療支援事業	小児科を標榜する病院群又は病院が輪番制方式又は共同利用型方式により、休日・夜間の小児救急患者の受入体制を整備する場合において、当番日の病院に対して、小児救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者の配置に必要な経費について財政支援を行う。
	14	小児救急医療体制整備事業(イ)小児救急医療拠点病院運営事業	二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域(原則複数の二次医療圏)を対象 に小児救急患者を受け入れる「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費について財政支援を行う。 入院を要する救急医療を担う医療機関等で診療を行う医師を対象に、脳卒中・急性心筋梗寒・小児救急・
	15	救急医療専門領域医師研修事業	人院を要する权忌医療を担つ医療機関等で診療を行う医師を対象に、脳や中・忌性心筋梗塞・小児权忌・ 重症外傷等に関する専門的な救急医療の研修を救命救急センター等において実施するために必要な経費 について財政支援を行う。 小児の集中治療に習熟した小児科医の数が不足している状況にあることから小児専門医の確保のための
		小児集中治療室医療従事者研修事業	/小児の乗り活験に音楽した小児科医の数か不定している状況にあることから小児専門医の確保のための 研修事業に対する補助を行う。  適酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇を改善するため、出生後NICUへ入室する新生児を担当
	17	新生児医療担当医確保支援事業	過間を剥切れがについる利工が危険に当ためを担合とは言う。この、出工後NEO・ハエラッの利工がと担当 する医師へ手当を支給する医療機関に対し財政支援を行う。 都道府県医療対策協議会の要請を踏まえ、医師不足地域の医療機関へ医師派遣を行う医療機関を多数
統合補助金(ソフト)	18	医師派遣等推進事業	確保し、円滑に医師派遣が実施される体制を構築するため、 ① 都道府県医療対策協議会が医師派遣の調整等を行う場合に必要となる経費 ② 派遣先医療機関が減速医師を受け入れるための準備に必要な経費 ③ 医師を派遣することに伴い派遣元医療機関に生じる逸失利益等 ④ 派遣医師が派遣後に海外研修に参加する自己研鎖に必要となる経費 等に対する補助を行う。
	19	女性医師等就労支援事業	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、各都道府県において受付・相談窓口 を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助 言及び就労環境の改善を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る。
	20	<u>库科医等確保支援事業</u>	産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援を 行う。
	21	<u>産科医等育成支援事業</u>	臨床研修修了後の後期研修で産料を選択する者の処遇改善を行う医療機関に対して財政支援を行い、産 料を志望する若手医師等の確保を図る。 1 (1) 事任教員の経験等に応じ求められる沓質や能力の向上を図るため、専任教員に対し経験等に応じた継
	22	看護職員資質向上推進事業	続的な研修を実施。 (2)看護師等養成所の実習場所である病院、訪問看護ステーション、老人保健施設、社会福祉施設等への 実習指導者を確保するため、実習指導者講習会を実施。 (3)実務経験5年以上の中堅看護職員を対象に専門領域の実務的な知識・技術の向上を図る。 (4)(がん)がんの医療水準の均でん化に向け、がん医療を中核的に担っている医療機関において専門的な 臨床実務研修を行う。 (糖尿病)糖尿病に係る専門的な看護職員の育成を図るため、糖尿病に係る医療を中核的に担っている医療機関において臨床実務研修を行う。 (糖尿病)糖尿病に係る専門的な看護職員の育成を図るため、糖尿病に係る医療を中核的に担っている医療機関において臨床実務研修を行う。 (5)デーム医療のもどに看護師等の専門性を発揮する機会の増大を図り、医師と看護師等の協働と連携を 促進するため、看護師等の能力の研鑚のための研修を実施。 (6)潜在看護職員又は潜在助産師の復職の促進を図るため、潜在看護職員等に対する臨床実務研修を実施。 (7)医師による安全管理や医師と助産師との協働に関するノウハウ等について、先駆的に「院内助産所」や「助産師外来」に取り組んでいる医療機関の医師や助産師を講師として研修を実施。 (7)都道府県等において看護教員の養成講習会を着実に実施し、看護教員の質と量の双方の充実強化を 図るため、講習会の開催に必要な経費を支援するとともに、幹部教員、保健師・助産師教員の講習会の実施や他県からの受講生の受入を促進するための支援を行う。 (2)動務医の業務負担の軽減を図る観点から、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、高度な技術を有する認定看護師を積極的に養成するが必要あるため、認定看護師の養成研修や、認定看護師を対象とした従来よりも幅広い業務を行うための研修の実施に対する支援を行う。
医療提供体制推進等費補助金(ソフト)	23	新人看護職員研修事業	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の質の向上を目的とした 臨床研修は不可欠であり、保健師助産師看護師法等の改正(平成22年4月1日施行)を踏まえ、新人看護 職員が臨床研修を受けられる体制を構築するための支援を行う。
	24	病院内保育所運営事業	子供を持つ看護職員 女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う病院内保育所の運営に対する支援を行う。
	25	看護職員確保対策特別事業	都道府県等が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看 護職員確保対策に関する特別事業の展開を図り、効果的、かつ、効率的な看護職員確保対策を実施す る。
	26	訪問看護推進事業	訪問看護を推進するため各都道府県において訪問看護推進協議会の設置、訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互交流による研修等の実施、在宅医療等に関する普及啓発事業を実施する。
医療提供体制推進事業 費補助金(ソ フト)	27	看護職員の就労環境改善事業	看護職員については、夜勤を含む交代制などにより厳しい勤務環境に置かれている者も多いため、看護職員が安心して働ける環境を整備し、「雇用の質」を高め、看護業務が「就業先として選ばれ、健康で生きがいを持って能力を発揮し続けられる職業」となることが求められている。
	28	看護補助者活用推進事業	看護職員と看護補助者の業務分担を進め、看護補助者を活用することにより、看護職員の負担軽減に資するとともに雇用の質の向上を図るため、都道府県が看護管理者(看護部長、看護師長等)向けに実施する看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修の実施に必要な経費について財政支援を行う。
	29	在宅歯科医療連携室整備事業	M 以 X (版 2 11 7 )。 在宅歯科医療を推進するため、医科・介護等との連携窓口、在宅歯科医療希望者等の窓口、在宅歯科医療や口腔ケア指導等の実施歯科診療所等の紹介、在宅歯科医療に関する広報、在宅歯科医療機器の貸出などを行う在宅歯科医療連携室を整備する。

医療提供体 制推進等業 費補助金(設 備)	30	看護師等養成所初度設備整備事業	看護師等養成所の初度設備整備に必要な経費を補助する。
	31	看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	看護師等養成所の教育環境改善設備整備に必要な経費を補助する。
	32	院内助産所·助産師外来設備整備事業	院内助産所・助産師外来の設備整備に必要な経費を補助する。
	33	在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療の設備整備に必要な経費を補助する。
	34	がん診療施設設備整備事業	がん診療施設の設備整備に必要な経費を補助する。
	35	医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医学的リハビリテーション施設の設備整備に必要な経費を補助する。
	36	歯科衛生士養成所初度設備整備事業	歯科衛生士養成所の初度設備整備に必要な経費を補助する。
医療施設等設 備整備費補助 金	37	在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業	在宅介護者への歯科口腔保健推進設備の整備に必要な経費を補助する。
	38	看護師勤務環境改善施設整備事業	看護職員が働きやすく離職防止につながる新築、増改築、改修に要する工事費等
	39	看護師宿舎施設整備事業	病院の着護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費等
	40	病院内保育所施設整備事業	病院内保育所の新築、増改築、改修に要する工事費等
	41	看護師等養成所施設整備事業	学校又は養成所(寄宿舎を含む。)の新築、増改築に要する工事費等
医療提供体	42	看護師養成所修業年限延長施設整備事業	看護師養成所の新築、増改築、改修に要する工事費等
制施設整備費交付金	43	看護教員養成講習会施設整備事業	看護教員養成講習会の定員の増加等に必要な新築、増改築、改修に要する工事費等
	44	院内助産所・助産師外来施設整備事業	院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築、改修に要する工事費等
	45	がん診療施設施設整備事業	がん診療施設の新築、増改築に要する工事費等
	46	医学的リハビリテーション施設施設整備事業	医学的リハビリテーション施設の新築、増改築に要する工事費等
	47	<b>歯科衛生士養成所施設整備事業</b>	学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費等